

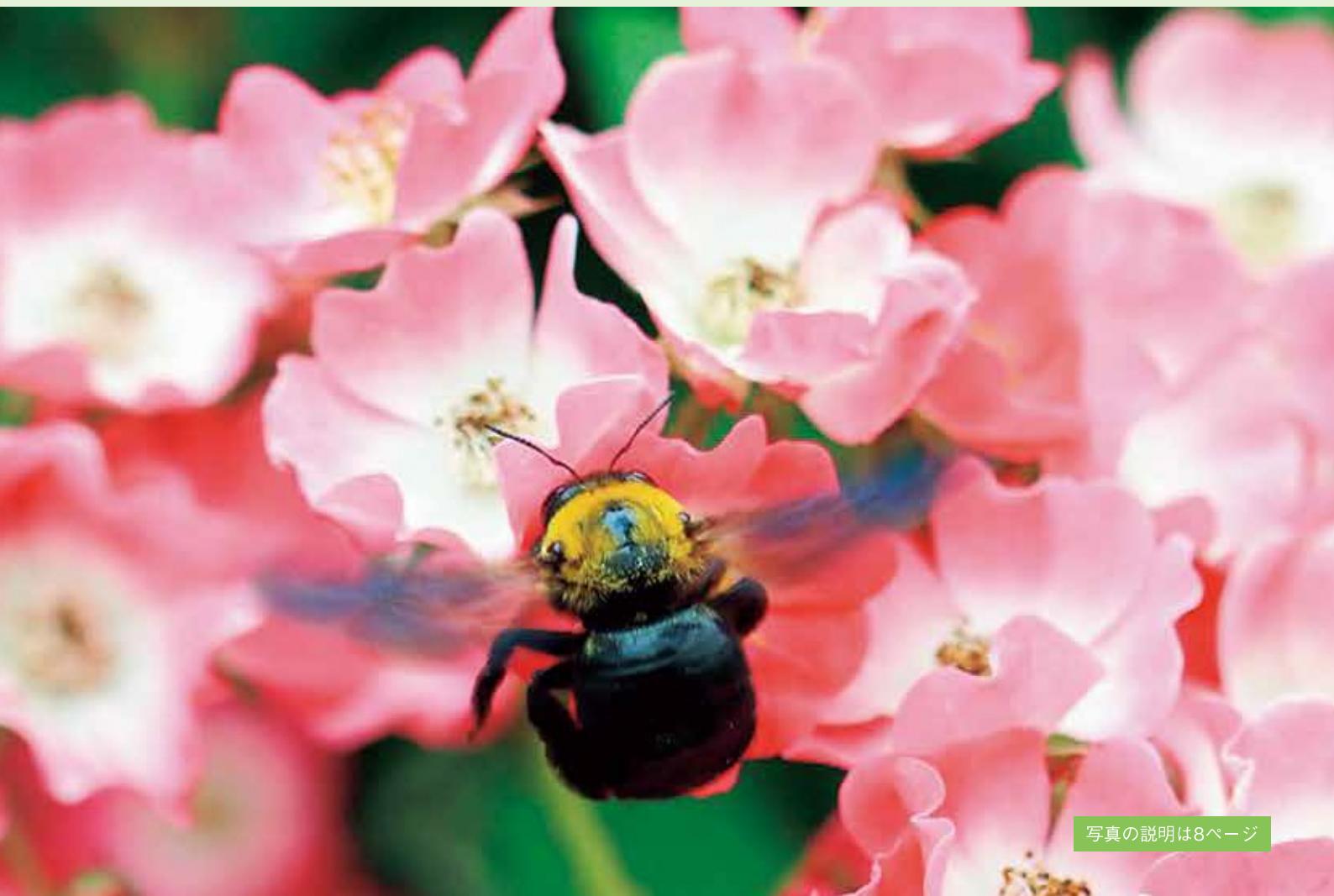
## 経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の  
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

## Contents

P2～P3	平成31年度税制改正について
P4	お客さま景況(景気動向判断に厳しい予想、増税後の落ち込みに備えを!!)
P5	お客さま紹介(株式会社 ジャンプジャパン)／ 休憩室(東京都現代美術館に行ってきました)
P6	2019年新春交歓会／BOOK 私のおすすめ
P7	ぐる～ぷ1第30回定期総会のご案内／いすみ鉄道紹介
P8	確定申告結果の報告／新入所員の紹介



# 平成31年度 税制改正について

## 改正の概要

今年度の改正は消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化などの観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われます。あわせて、国際的な租税回避に対し効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等が行われます。

## 個人所得課税

### ①住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間が3年間延長され、現行の10年から13年になります。
- ・11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。
- ・適用期間は2019年10月1日から2020年12月31日までとなります。

#### 【拡充のイメージ(一般住宅の場合)】

現行の住宅ローン控除

(ローン残高(最大4,000万円)の1%を控除(最大40万円))

控除期間を3年延長

消費税率2%引上げの負担に着目し、  
建物購入価格の2%(2/3×3年間)の範囲で減税

最大 40 万円	40	40	40	40	40	40	40	40	40	11	12	13
1年目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

(注)認定住宅の場合、入居1~10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

### ②ふるさと納税制度の見直し

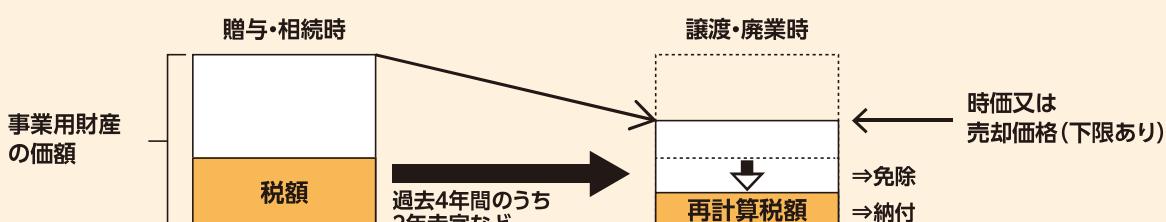
過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われます。

## 資産課税

### ①個人事業者の事業承継税制の創設

(10年間の時限措置であり、現行の事業用の小規模宅地特例との選択適用となります。)

- ・事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税、贈与税額が納税猶予されます。
- ・2019年1月1日から2028年12月31までの相続又は贈与について適用されます。(2024年3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限ります。)
- ・法人の事業承継税制と同様、担保の提供が必要であり、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付する必要があります。
- ・貸付事業(アパート、駐車場等)は、本措置の対象外となります。
- ・経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額の相続税、贈与税額は免除となります。



## ②事業用の小規模宅地特例の見直し

相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外されます。

## ③教育資金の一括贈与非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について

教育資金の一括贈与非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置については受贈者の合計所得金額が1,000万円を超えるときには適用できないなど一定の見直しが行われたうえ、適用期限が2年間延長されます。

# 法人課税

## ①中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

- ・法人税の軽減税率（800万円以下の所得の税率15%）の適用期限が2019年4月1日から2年間延長されます。
- ・中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%の税額控除ができる中小企業経営強化税制について、対象資産を明確化した上、適用期限が2019年4月1日から2年間延長されます。また、中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる中小企業投資促進税制についても適用期限が2019年4月1日から2年間延長されます。

## ②中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

- ・事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置が創設されます。

### 【事業継続力強化計画（仮称）の認定】

- ・主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ・事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

（対象設備の例）

機械装置：自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置

器具備品：データバックアップシステム、衛星電話、照明器具

建物附属設備：貯水タンク、浄水装置、防火シャッター・消火設備、排煙設備  
など

### 【措置の内容】

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%

最低投資額 機械装置 : 100万円  
器具備品 : 30万円  
建物附属設備 : 60万円

- ・中小企業経営強化法の改正法の施行の日から2021年3月31日までに取得した資産について適用されます。

## ③イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

オープンイノベーション型の対象範囲の追加、総額型の見直し等、研究開発税制が大きく変更となります。

# その他

## ①車体課税等の見直し

消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用乗用車に係る自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。

総排気量	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

その他、環境性能割の税率の適用区分、グリーン化特例、地方財源の補填など、車体課税について見直しが行われます。

## ②経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（情報照会手続きの整備）

- ・高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、国税当局が事業者等に対して情報照会を行うことができるようになります。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、年間1,000万円超の多額の所得が発生する特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められる場合等、照会できる場合及び紹介情報を必要最小限の範囲に限定されるとともに、相手方となる事業者等が不服申し立てを行うことも可能となります。

（注）2020年1月1日から適用されます。

出典：財務省 税制改正（案）のポイント  
税理士 滝山 英太

# 景気動向判断に厳しい予想、 増税後の落ち込みに備えを!!

2018年10月～2019年2月申告分までの法人景況についてご報告です。

申告件数は464件で、前年同期間より11件増加しています。

減価償却費を全額計上、社長報酬を年4,000千円以上という基準で再計算した場合、実態黒字法人件数は205件で、前年より7件増加しており、5か月の平均では44%の実態黒字割合ですが、2月単月では39%と一番低くなっています。(図1)

売上高の増減では、売上増加231件、売上減少193件となっており、売上高の増加している件数が上回っています。建設業・サービス業を中心に売上高が伸びています。

卸売業・小売業では、ほぼ拮抗していますが、両業種とも1件ずつ減少件数の方が上回っており、卸売業では一気に30%以上の売上減少が複数報告されています。

平均役員報酬額は、5,753千円で、前年に比べると214千円増加しています。(図2)

ただし、事務所によっては大きな開きがあり、一番多い事務所7,271千円に対し、一番少ない事務所では4,564千円と2,700千円ほどの差が生じています。一概に地域性という事ではなく、申告法人の規模等によるものと分析しています。

この間のお客様の数値を見る限りでは、全体的な落ち込みは確認されていない状況ですが、内閣府が毎月公表している景気動向指数(CI)の「景気の基調判断」では、2018年12月まで「景気拡張の動きが足踏み状態」で続いていたものが、1月分では「下方へ局面変化」に移行して

図1 実態黒字割合比較表

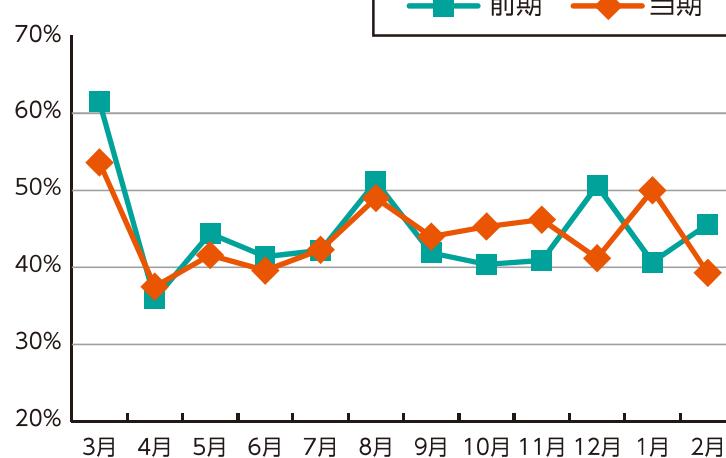
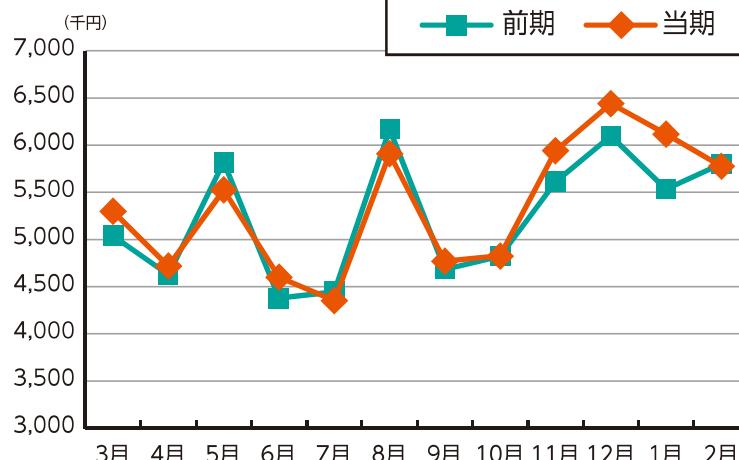


図2 役員報酬平均額



おり、暫定的に景気後退局面に入った可能性があると記されています。

アメリカと中国の貿易摩擦によって、2大市場が大きく冷え込んでおり、世界的な製造業の悪化が懸念されています。国内では、10月に消費税増税が予定されており、増税前の駆け込み需要の反動減によって、消費の落ち込みが予想されます。今のうちに長期的な資金繰りを予測して、見通しによっては、増税前に融資等の検討をして「備え」をしっかりとしていく事が重要になってきます。

越谷事務所 遠藤 和之

# お客様紹介

～地域に根ざして奮闘中～

お客様を大切にしながら、  
地域に根ざして奮闘している  
会社のなかから、今回は草加  
市の株式会社ジャンプジャパン  
様をご紹介します。

## 株式会社 ジャンプジャパン

埼玉県草加市谷塚町1011-1 TEL 048-954-8191

4号バイパス下り、都内足立から草加に入る陸橋を下った所に、赤を基調にした看板が飛び込んできます。「チームONE」の愛称でバイク修理を専門に行ってています。他社と大きく違うのは「出張修理」を柱にしている事です。県内はもちろん東京、神奈川、千葉を出張範囲として、電話一本で引取修理を行っています。

チームONEの由来は、「小規模だがスタッフ全員が一つのチームであり、チーム全体でお客様のニーズに応えたい」という木村社長の思いから来ています。設立して3年、「バイクには乗りたいと思っていても、故障したバイクは自分で運べないのでないか」という、お客様の思いに商機があると考え、「出張修理」を全面に掲げ、現在では自社の強みとしています。

今後も、都市部での需要はあると考えており、関西圏への出店も計画しています。

店舗からすぐの所に、バイク販売で全国展開している大手チェーン店がありますが、新車販売を主としているため競合せず、部品仕入や修理技術の交流など、地域とも良い関係を築いています。

この春、「チームONE」に新たなスタッフが加わりました。昨年から週1回アルバイトで来ていた学生が、他社からも内定が出ていたにもかかわらず、そのまま正社員として入社しました。木村社長は『うちを選んでくれたことがものすごうれしい。きっちりとした会社にするためにいろいろ勉強していきたい。バイク好きから修理のプロに育てたい』と熱く語っています。新卒者の入社で「チームONE」が輪が少しずつ大きくなっています。

これからの時期、ツーリングには最高の季節です。初夏の陽気を感じて自慢の愛車で出かけてみてはいかがでしょうか？



木村隼人社長

## 休憩室 東京都現代美術館に行ってきました

春の日差しに恵まれつつも寒さの残る3月31日、東京都現代美術館に行ってきました。最寄駅は清澄白河駅です。

当館は約3年間、リニューアル工事に伴い休館しておりました。それが工事完了により3月29日にリニューアルオープンしました。休館前に何度か入館したことがあります、早速伺ってきました。

リニューアル工事の主な目的は、諸設備の経年劣化に伴う改修工事やバリアフリー化だそうで、建物自体は以前のままでした。館内を拝見して感じられたのは、展示内容が一新されたのは勿論のこと、カフェや図書室などを以前より充実させていることです。

これからも散歩を兼ねて足を運びたいと思います。

川越事務所 酒井章太郎

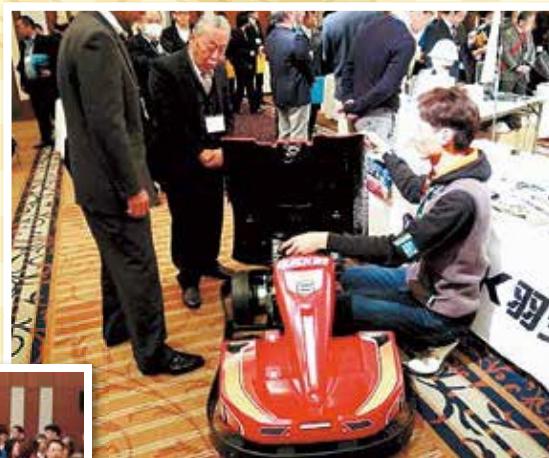


# 2019年新春交歓会

琉球国祭り太鼓



ビジネスマッチング



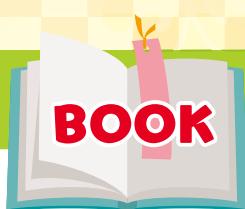
懇親会に参加されたみなさん



新田信行氏

2019年新春交歓会は1月16日、さいたま市内のホテル・ブリランテ武蔵野で開催され、130人が参加しました。第一勧業信用組合理事長の新田信行氏が「中小企業にチャンスの時代」と題して講演を行いました。

賀詞交換会では琉球国祭り太鼓が披露され、会場の中央に設置されたビジネスマッチングには7社が出店しました。スクリーンにはぐる～ぶ1 総会の講師鳥塚亮氏のビデオレターが「いすみ鉄道」の案内とともに流されました。



## 私のおすすめ

人はそれぞれ個性を持っていて、違っていて当然と頭ではわかっていても、自分と違う考え方の人、自分ができることがうまくできない人に対し、イライラしてしまったり、否定的な態度をとってしまったりするものです。

この本は、人の内面や行動の違いを認知特性として、6つに分けて教えてくれます。「人にはどうして得手不得手があるのか?」「どうしたら社会で自分を活かせるのか?」自分と他者の違いを知ることで、それが少し理解できるようになる気がしました。小児発達医の先生が書かれた本ですが、子育てにはもちろん、大人の世界でも十分に役立つ本です。

よく適材適所といいますが、お互いの特性を活かした仕事の割り振りをすることで、社員の能力を今以上に活かせるようになるのではないかでしょうか?



医師のつくった  
「頭のよさ」テスト  
認知特性から見た  
6つのパターン  
本田真美 光文社新書

熊谷事務所 園田典子

# ぐる～ぷ1第30回定期総会のご案内

日時 2019年6月13日(木) 13:30開会

会場 パレスホテル大宮、ソニックシティ

基調講演 13:30 活動報告 15:10 分科会 15:45 懇親会 18:00

スローガン

## 新たな時代へ出発進行！

～誇りを胸に櫻（たすき）をつなごう～

参加費 会員4,000円 未会員5,000円、講演のみ1,000円

基調講演

## 限られた資源をアイデアで豊かに

講師

鳥塚 亮氏 (まちづくりNPO おいしいローカル線をつくる会理事長・いすみ鉄道株式会社前代表取締役)



### 講師プロフィール

1960年東京生まれ。明治大学商学部卒業。外資系航空会社等勤務を経て、2009年経営立て直し中のいすみ鉄道の社長公募に応募、123名の中から選ばれる。

社長就任後は、「レストラン列車」や「訓練費用自己負担運転士」、「ムーミン列車の運行」など様々な発想と戦略で収支を回復。いすみ鉄道を存続に導きました。

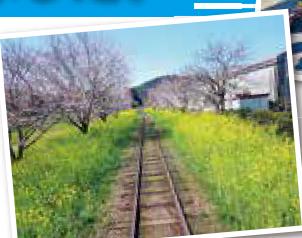
2018年退任後、現在は全国各地で地方を活性化すべく活躍中。

春真っ盛りの

## いすみ鉄道に乗車しました。

4月2日、ぐる～ぷ1世話人・事務局所員が春真っ盛りのいすみ鉄道に訪問・乗車しました。「何もない、がここにある」と言われますが、沿線には桜と菜の花の鮮やかな景色、ワンマン運転手が乗降客の案内から沿線の見どころの紹介までするなど、訪れた乗客が楽しんでいただけの配慮が所々にありました。

4月16日定期総会の基調講演をしていただく鳥塚氏と懇談・講演内容を練り上げて準備を進めています。みなさまの参加をお待ちしております。



菜の花色の車両と記念撮影

沿線は桜と菜の花がいっぱい



打合せ後に懇談しました。  
春真右から2人目が鳥塚氏

